

Japan tax alert

EY税理士法人

インドネシア、恒久的施設の認定

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブサマリー

インドネシアでは、2019年4月1日、財務大臣(MoF)により恒久的施設(以下、「PE」)の認定に関する規則第35/PMK.03/2019号(以下、「PMK-35」)が公布され、同日から施行されました。

規則は、外国の納税者が関与するクロスボーダービジネスモデルの増加に伴い、PEを通じて事業活動を行う外国の納税者がインドネシアで課税権と義務を遂行するために、MoFは法的確実性を提供する必要があると述べています。

PMK-35はほとんどの点でOECDのガイダンスを緊密に反映しているようです。しかし、特に下請け契約に関するものについてなど、サービスおよび建設プロジェクトのPEに関する規定の中には、かなり幅広い解釈が可能な条項があります。

PMK-35は現在、インドネシアの税務当局からのPE問題に関する指針の主要情報源であり、すべてのインドネシアのPE分析において考慮されるべきです。

規則では、クロスボーダーのデジタル取引や拡張されたデジタルPEの概念については特に取り上げていません。また、インドネシアがすでに署名済で、まだ批准していないOECD多数国間条約(MLI)から生じる可能性のあるPE規則への潜在的な変更については触れていません。

この規則ではPEの帰属の問題については扱っていませんが、サービスおよび建設プロジェクトのPEが一つ存在するとみなされるかについて広範な見解が取られたことは興味深いことです。帰属についても同様の見解がとられる可能性があるとみられます。

本アラートでは、PMK-35について詳しく説明します。

A. PMK-35の重要な定義

- 「外国人」とは、インドネシアに居住していない個人、またはインドネシアにいる期間がいずれの12カ月でも183日以内の個人と定義されています。
- 「外国会社」とは、インドネシアが設立地や居住地でない企業と定義されています。
- 二重課税回避条約(以下、「租税条約」)とは、二重課税および脱税を回避するための、インドネシア政府とその条約相手国・地域の政府との間の合意と定義されています。

B. PEを通じて事業を行う外国納税者の義務

- PEを通じて事業もしくは活動を行う外国人または外国会社は、納税者番号(以下、「NPWP」)を取得するための登録を行わなければなりません。
- NPWPの登録義務は、外国人または外国会社がインドネシアのPEを通じて事業または活動の実施を開始した時に発生します。外国人または外国会社は、インドネシアのPEを通じて事業または活動を実施し始めてから1カ月以内にNPWPの登録を行わなければなりません。
- インドネシアのPEを通じて事業または活動を行っている外国人または外国会社がNPWPの登録を行わない場合、国税総局(以下、「DGT」)は、職権によりNPWPを発行することができます。
- 課税対象の物品および/またはサービスの提供を行う事業者として、PEを通じて事業もしくは活動を行っている外国人または外国会社は、VAT対象事業者としての確認を行ふため、事業内容を報告する義務があります。ただし、小規模事業者として分類される場合は除きます。
- VAT対象事業者としての確認を行うために事業内容を報告する義務は、総売上高および/または総収益が小規模事業者の閾値を超えた月の翌月末までに遅くとも履行しなければなりません。

C. PEの形態

PEは、インドネシアで事業または活動を行うために外国人または外国会社が使用する事業形態です。以下の項では、PMK-35に基づくPEの種類について詳しく説明します。

1. インドネシアで事業を営むための施設

一般的な基準

PEは、インドネシアで以下の基準を満たす事業を営むための施設です。

a. インドネシアに事業の場所が存在する

事業の場所は、外国人または外国会社が、その事業または活動を行うために使用する機械類または設備類を含む、あらゆる種類の場所、空間、施設または設備を含み、次の形態があります。

- 事業の管理の場所
- 支店
- 駐在員事務所
- オフィスビル
- 工場
- 作業場
- 倉庫
- 販売および販売促進スペース
- 天然資源の採掘または抽出
- 石油およびガス鉱区
- 漁業、農場、農業、プランテーション、または林業、および
- インターネットを通じて業務を遂行するために、外国人または外国会社が所有、賃貸、または使用するコンピュータ、電子エージェント、もしくは自動機器

事業の場所の認定は、外国の個人または外国の会社が所有もしくは賃貸しているか、または合法的にその事業の場所を使用する権利があるかどうかにかかわりません。

b. 事業の場所が恒久的性質

以下の場合、事業の場所は恒久的な性質となります。

- a) 継続して使用される、および
- b) 特定の地理的な場所に所在する

c. 事業の場所が、その事業または活動を遂行するために、外国人または外国会社によって使用される

事業の場所は、以下の場合、事業を行うために使用されます。

- a) 事業の場所が、外国人または外国会社にとって利用可能で、事業または活動を行う際に無制限にアクセスが可能である、もしくは、外国人または外国会社が、その事業の場所を通じて事業または活動を行う

事業の場所は、次の場合には使用可能であるという基準を満たしません。

- a) 事業の場所が、外国人または外国会社による電子データ保管および/または電子データ管理のためにのみ使用される、および
- b) 外国人または外国会社が、事業の場所を運営するためのアクセスを制限されている

租税条約の適用

- a. 上記の基準を満たす事業でも、準備的または補助的性格の活動だけに限定されている場合は、PEの定義から除外されます。
- b. 準備活動は、本質的で重要な活動が行われるための準備活動です。
- c. 補助的な活動は、本質的で重要な活動を促進することができる追加の活動です。
- d. 本質的かつ重要な活動は、以下の活動に該当します。
 - a) 外国人または外国会社の中核事業または活動である
 - b) 外国人または外国会社の中核事業または活動から切り離すことができない
 - c) 外国人または外国会社のために直接収益を生み出す
 - d) 大量の資産または人的資源を使用する
- e. 外国人または外国会社が他の当事者のための準備的または補助的性格の活動を行っている場合、上記(a)の例外は適用されません。

2.建設、据付、または組立プロジェクト

一般的な基準

外国人または外国会社の事業または活動である建設、据付または組立プロジェクトは以下に該当します。

- a. 建設コンサルティングサービス
- b. 建設作業、および
- c. 統合建設作業

据付または組立プロジェクトの内容

- a. 建設作業プロジェクトに関連する据付または組立プロジェクト、および
- b. 機械装置の据付または組立プロジェクト

PEとみなされる建設、据付または組立プロジェクトには、インドネシアにおける建設、据付または組立プロジェクトで以下が含まれます。

- a. 作業がインドネシア国外で行われる、および/または
- b. 作業が地元または外国の外注先に委託される

したがって、納税者は、建設および調達の一部がインドネシア国外で行われる場合でも、これらがインドネシアのPEに帰属する可能性があるため、この規則の適用に留意する必要があります。

租税条約の適用

- a. 建設、据付または組立プロジェクトは、租税条約に定められた工事期間を超えて実施された場合、PEとみなされます。
- b. 工事期間は、外国人または外国会社がプロジェクトを開始してから作業を終了し、その成果物を建設、据付または組立サービス受領者に引き渡すまで、またはプロジェクトが終了する前に作業を止める時まで計算されます。この工事期間には、外国人または外国会社が下請け業者に作業を委託した場合は、下請け業者の作業時間が含まれます。
- c. 工事期間が日数に基づいて計算される場合、1日未満は1日として計算されます。工事期間が月に基づいて計算される場合、1カ月未満は1カ月として計算されます。

3.サービスPE - サービスが12カ月内に60日を超えて実施されることを条件として、あらゆる形態を問わず、従業員またはその他の担当者によるサービスの提供

一般的な基準

以下の基準を満たす場合、12カ月内に60日を超えてサービスが行われる場合、従業員またはその他の担当者によるサービスの提供は、PEとみなされます。

- a. 従業員またはその他の担当者は、外国人または外国会社またはその下請け業者によって雇われる
- b. サービスはインドネシアで行われる、および
- c. サービスはインドネシア国内またはインドネシア国外の関係者に提供される

租税条約の適用

- a. 外国人または外国会社が雇用する従業員またはその他の人員によるサービスの提供は、租税条約に定められた期間を超えて実施された場合、PEとみなされます。
- b. 期間は、サービスの提供が開始されてからサービスが完了するまでの期間が計算されます。この期間には、外国人または外国会社が下請け業者を使用している場合、下請け業者の作業時間が含まれます。
- c. 期間が日数に基づいて計算される場合、1日未満は1日として計算されます。期間が月に基づいて計算される場合、1カ月未満は1カ月として計算されます。

インドネシアでサービスを行っている外国の当事者は、規制のこれらの側面の影響を理解するように留意すべきです。下請業者に関する規定はやや不明瞭であり、適用するのが難しい場合があります。

4.独立した地位の代理人以外の個人または企業

一般的な基準

独立した地位の代理人また外の個人または企業(すなわち従属代理人)は、その個人または企業が外国人または外国会社のために行動している場合、PEとみなされます。

以下の場合、個人または企業は、外国人または外国会社を代理しています。

- a. 事業または活動を遂行する際に、外国人または外国会社の利益のために指示を受ける、または

- b. 事業や活動によるリスクを負わない

外国人または外国会社が、インドネシアで事業または活動を行う際に、独立した代理人、仲介人または中間業者を使用している場合で、その独立した代理人、仲介人または中間業者が通常の業務の範囲で活動している場合、インドネシアにPEがあるとはみなされません。

租税条約の適用

租税条約適用のために従属代理人が予備的または補助的な性格の活動のみを実行している場合、従属代理人はインドネシアではPEとはみなされません。

「契約を締結する権限」および「商品の在庫の維持」に関する通常の条約文言が扱われていない点は留意する必要があります。したがって、PMK-35が従属代理人PEの範囲を広げているかどうかは明らかではありません。

5.インドネシアで設立されておらず、かつインドネシアに居住していない保険会社の代理人または従業員で、保険料を受領する、またはインドネシアにおいてリスクを負担する場合

インドネシアで設立されておらず、かつインドネシアに居住していない保険会社の代理人または従業員は、次の場合PEとみなされます:

- a. インドネシアで保険料を受け取る、または
- b. 被保険者がインドネシアに居住している、居住地がある、もしくは所在している場合、リスクを取る時にはインドネシアにおいてPEとみなされます。

租税条約の適用

ここで述べている基準は再保険には適用されません。

D. NPWPおよびVAT対象事業者ステータスの取消し

1. PEのNPWPの取消しは、PEがインドネシアでの事業活動を停止した場合に行われます。DGTは、納税者の申請または職権により、PEのNPWPを取消することができます。
2. VAT対象事業者ステータスの取消しは、PEを通じて事業を行っている外国人または外国会社がVAT対象事業者としての基準を満たさなくなくなった場合に行われます。DGTは、VAT対象事業者の申請または職権により、PEのVAT対象事業者ステータスを取消することができます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワートスミス

斎藤 隆一

パートナー

シニアマネージャー

jonathan.stuart-smith@jp.ey.com

ryuichi.saito@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していくます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](http://www.ey.com/privacy) をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](http://www.ey.com) をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190530

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp